

年金振込通知書

(振込予定日) 年 月 日

年金の制度・種類	年金	振込先 ※1
基礎年金番号・年金コード	受給権者氏名	

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額 ※3

	令和 年 月から 令和 年 月の 各期支払額	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
年金支払額	円	円	円	円
介護保険料額 ※2	円	円	円	円
※2	円	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税額	円	円	円	円
個人住民税額 ※2	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円

※1 支店には、支店のほか支所、営業所、出張所等が含まれます。(ゆうちょ銀行除く。)

※2 8月以降の年金から特別徴収する保険料等（下面参照）の決定額は、6月と同じ額を仮に記載しています。
決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。

※3 令和6年4月までの支払額の記載のない方は、支払額の変更が予定されている方です。

印 影

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

年金振込通知書について

I 振込予定日 年金の振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	8月	6月分、7月分	12月	10月分、11月分
6月	4月分、5月分	10月	8月分、9月分	2月	12月分、1月分

II 注意事項

- 各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、毎年2月期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
- 特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合、改めて「年金振込通知書」をお送りします。
- 上記の「年金振込通知書」で、「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金を含んでいます。

III 年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、個人住民税を特別徴収しています。

- 各支払期に特別徴収する額は、変更になる場合がありますので、市区町村から送付される通知書でご確認ください。

- 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

※年金から特別徴収する保険料（税）の金額については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。